

令和5年度鞍手町議会第4回定例会会議録（第1号）						
令和5年6月7日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	令和5年6月7日 午後1時00分				的野信之	
	閉 会 開 議				議 長	
	令和5年6月7日 午後1時28分				的野信之	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	許斐英幸	出欠	11	栗田美和	出欠
	2	田中二三輝	出欠	12	西藤典子	出欠
	3	星正彦	出欠	13	篠原哲哉	出欠
	4	宇田川亮	出欠			
	5	野口美恵子	出欠			
	6	新谷留晴	出欠			
	7	的野信之	出欠			
	8	石井大輔	出欠			
	9	許斐潤一郎	出欠			
10	有働徳仁	出欠				
出席 13人 欠席 0人 欠員 0人						
会議録署名 議員	3	星正彦		4	宇田川亮	

職 出 席	議会事務 局長	広瀬真一	出欠	議会事務 局次長	加藤優	出欠
	町長	岡崎邦博	出欠	副町長	浅野彩	出欠
	教育長	外園哲也	出欠	会計課長	武谷朋視	出欠
	総務課長	高橋奈美江	出欠	都市整備 課長	西生卓矢	出欠
	福祉人権 課長	田鶴原竜二	出欠	まちづく り課長	柴田隆臣	出欠
	税務保険 課長	石田克	出欠	産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	梶栗恭輔	出欠
	管財課長	石田正樹	出欠	上下水道 課長	神谷徹	出欠
	健康こども 課長	沼野葉子	出欠	教育課長	森永健一	出欠
	住民環境 課長	大村俊夫	出欠			
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名						
議事日程	別紙のとおり					
付議事件	別紙のとおり					
会議経過	別紙のとおり					

令和5年 第4回 鞍手町議会定例会議事日程

6月7日 午後1時開議

第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第35号 鞍手町監査委員の選任
- 日程第4 議案第36号 専決処分の承認（鞍手町税条例の一部を改正する条例）
- 日程第5 議案第37号 専決処分の承認（鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第6 議案第38号 専決処分の承認（鞍手町一般職職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第7 議案第39号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第8 議案第40号 専決処分の承認（令和5年度鞍手町一般会計補正予算 第1号）
- 日程第9 議案第41号 専決処分の承認（令和5年度鞍手町一般会計補正予算 第2号）
- 日程第10 議案第42号 令和5年度鞍手町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第43号 令和5年度鞍手町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第44号 財産の取得
- 日程第13 議案第45号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和4年度固定資産税の課税免除
- 日程第14 議案第46号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和5年度固定資産税の課税免除

令和5年6月7日 6月定例会を開会した。

1 出席議員は次のとおりである（13名）

1番 許斐英幸	2番 田中二三輝	3番 星正彦
4番 宇田川亮	5番 野口美恵子	6番 新谷留晴
7番 的野信之	8番 石井大輔	9番 許斐潤一郎
10番 有働徳仁	11番 栗田美和	12番 西藤典子
13番 篠原哲哉		

2 欠席議員は次のとおりである
なし

~~~~~○~~~~~

—— 開議 13時00分 ——

○議長（的野信之君）

ただ今から、令和5年第4回鞍手町議会定例会を開会します。

町長より行政報告の申し出がありますので、これを許可します。

（町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める）

○町長（岡崎邦博君）

行政報告の許可をいただきましたので報告をさせていただきます。

新たなごみ処理施設の建設についてです。

令和5年5月25日開催の令和5年第2回宮若市他二町じん芥処理組合、処理施設組合議会臨時会において、新たなごみ処理施設の建設について、組合長報告がありましたので、その概要を報告いたします。

— 新たなごみ処理施設の建設について。

ごみ燃料化処理施設、R D F、R D F 施設及び泉水最終処分場の両施設は老朽化しており、今後 1 0 年程度をめどに、新たなごみ処理施設の建設が必要となります。

先日、施設方針で、先行事例の福岡県を、環境広域施設組合に正副組合長で視察を行いました。

新たなごみ処理施設の建設には膨大な事務量があり、職員体制の強化が必要となることが判明したため、今後、各市町により職員を当組合に派遣し、体制を整えるよう計画しています。

本年 1 0 月 1 日から宮若市より職員を 1 名派遣し、今後の事務局体制を含む各種計画の立案等に着手いたします。

また、また来年 4 月 1 日から他二町より派遣の職員を加え、ごみ処理施設建設準備推進室（仮称）を設置し、今後 1 0 年をめどに、新たなごみ処理施設の建設を目標に本格的に取り組んでまいります。

以上で行政報告を終わります。

#### ○議長（的野信之君）

まず、町長より提出されております「令和 4 年度鞍手町一般会計繰越明許費 繰越計算書」「令和 4 年度鞍手町一般会計継続費 繰越計算書」「令和 4 年度鞍手町下水道事業会計予算 繰越計算書」及び監査より提出されております「例月現金出納検査報告書」をお手元のタブレット端末機に送信していますので、ご確認ください。

次に、本日まで受理しました陳情 2 件は、お手元のタブレット端末機に送信しています。

「陳情文書表」のとおり、所管の常任委員会に付託しますので報告しておきます。これより日程に入ります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 1 2 4 条の規定により、議長において、3 番議員星正彦議員及び 4 番議員宇田川亮議員を指名します。

次に、日程第 2、会期の決定を議題とします。

お手元のタブレット端末機に送信しています会期日程案により、今期、定例会の会期は本日から 6 月 2 0 日までの 1 4 日間をしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月20日までの14日間に決定しました。  
次に進みます。

日程第3 議案第35号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長(岡崎邦博君)

日程第3 議案第35号は鞍手町監査委員の選任であります。

鞍手町監査委員であります幸田喜孝氏の任期が本年6月20日で満了することに伴い、その後任として、川上瑞穂氏を選任いたしたく、議会の同意を得るものであります。

なお、同氏の略歴につきましては、略歴書を添付しておりますのでご参照ください。

以上が、日程第3 議案第35号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(的野信之君)

これから質疑を行います。

議案第35号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第35号は、会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第35号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。議案第35号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、採決を行います。

議案第35号「鞍手町監査委員の選任」を採決します。

本案について、これに同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって、議案第35号は、同意することに決定しました。  
ここでしばらく休憩します。

会議を再開します。

次に、日程第4 議案第36号から日程第6 議案第38号までの3件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

#### ○町長(岡崎邦博君)

日程第4 議案第36号及び日程第5 議案第37号の2件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和5年3月31日付で専決処分しました一部改正条例の承認であります。

また、日程第6 議案第38号は同じく地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和5年5月1日付で専決処分しました一部改正条例の承認でありますので、一括して提案説明を申し上げます。

日程第4 議案第36号は、専決第1号、鞍手町税条例の一部を改正する条例の承認であります。

本議案は、軽自動車の購入の際に納付する環境性能割について、現行の税率区分を、令和5年12月末まで据置き、令和6年1月以降は、各税率区分における燃費基準達成度を3年間で段階的に引き上げる措置等を内容とする地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令等が、令和5年4月1日に施行されることに伴い、鞍手町税条例の一部を同年3月31日付で専決処分により所要の改正を行ったものについて報告し、議会の承認を求めるものであります。

次に、日程第5 議案第37号は、専決第2号、鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の承認であります。

本議案は、国民健康保険税の後期高齢者支援金分に係る課税限度額の引上げ及び5割、2割の減額対象となる世帯の所得の基準となる金額の引き上げを内容とする地方税法施行令の一部を改正する政令が令和5年4月1日から施行されることに伴い、鞍手町国民健康保険税条例の一部を同年3月31日付で専決処分により所要の改正を行ったものについて報告し、議会の承認を求めるものであります。

次に日程第6 議案第38号は、専決第4号鞍手町一般職職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の承認であります。

本議案は、新型コロナウイルス感染症の分類を5類感染症と改める、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令が令和5年5月8日から施行されることに伴い、鞍手町一般職職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を同年5月1日付で専決処分により所要の改正を行ったものについて報告し、議会の承認を求めるものであります。

以上が日程第4 議案第36号から日程第6 議案第38号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

**○議長（的野信之君）**

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第7 議案第39号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

（町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める）

**○町長（岡崎邦博君）**

日程第7 議案第39号につきまして、提案説明を申し上げます。

日程第7 議案第39号は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例であります。

本議案は、こども家庭庁設置法の施行に伴い、児童福祉法その他の関係法律及び内閣府設置法その他の行政組織に関する法律について、整備が行われたことに伴い、所要の規定を改め関係条例の整理を行うものであります。

以上が日程第7 議案第39号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

**○議長（的野信之君）**

本案に対する質疑は後日行います。

次に進みます。

日程第8 議案第40号及び日程第9 議案第41号の2件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

（町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める）

**○町長（岡崎邦博君）**

日程第8 議案第40号及び日程第9 議案第41号の2件については、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分しました補正予算の承認であります。

すので、一括して提案説明を申し上げます。

日程第8 議案第40号は、専決第3号、令和5年度鞍手町一般会計補正予算第1号の承認であります。

本補正予算は新型コロナウイルスワクチン接種について5月より接種できる体制整備を構築する必要があったため、その関係経費について専決処分を行ったものであります。

補正の主なものを申し上げますと、歳出では、4款衛生費新型コロナウイルスワクチン接種事業費として事務費を含めて6,750万5,000円の関連予算を追加しております。

歳入では新型コロナウイルスワクチン接種に係る国庫支出金6,750万5,000円を追加し、歳入歳出予算を調整しております。

その結果、歳入歳出それぞれ6,750万5,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ106億6,797万9,000円として令和5年4月1日付けで専決処分しましたので議会の承認を求めるものであります。

次に、日程第9 議案第41号は、専決第5号、令和5年度鞍手町一般会計補正予算第2号の承認であります。

本補正予算は、食糧費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世代の児童1人当たり一律5万円の特別給付金の給付事務を速やかに開始する必要があったことから、その関係経費について専決処分を行ったものであります。

補正の主なものを申し上げますと、歳出では3款民生費低所得の子育て世帯特別給付金給付費として事務費を含めて1,679万2,000円の関連予算を追加しております。

歳入では、15款国庫支出金に1,679万2,000円を追加し、歳入歳出予算を調整しております。

その結果、歳入歳出それぞれ1,679万2000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ106億8,477万1,000円として令和5年5月1日付で専決処分しましたので議会の承認を求めるものであります。

以上が、日程第8 議案第40号及び日程第9 議案第41号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

#### ○議長（的野信之君）

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第10 議案第42号及び日程第11 議案第43号の2件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長（岡崎邦博君）

日程第10 議案第42号及び日程第11 議案第43号の2件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第10 議案第42号は、令和5年度鞍手町一般会計予算第3号であります。本補正予算は、通常の補正分とともに、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とする本町独自の支援事業に要する経費を一体的に編成しております。

本補正予算の主なものを申し上げますと、歳出では、2款総務費において、コミュニティ助成事業で、一般財団法人自治総合センターから助成金の交付決定を受けたため、一般コミュニティ助成事業補助金250万を追加しております。

次に3款民生費では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源として食料品等の物価高騰の影響を特に受けている令和5年度の住民税非課税世帯を対象に一律3万円の臨時特別給付金及び事務費等の関係経費で8,727万9,000円を追加しております。

また、住民税均等割のみ課税世帯に対しても、一律3万円の臨時特別給付金及び事務費等の関係経費で1,534万5,000円を追加しております。

次に、同じく3款民生費病児・病後児保育事業費において、福岡県病児保育利用料無償化事業により、これまで施設が利用者から徴収していた利用料を公費で負担することから53万8,000円を追加しております。

また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、公立保育所及び認定こども園への給食費の材料値上がり分に対する経費として、公立保育所費で、180万2,000円、認定こども園費で、320万7,000円をそれぞれ追加しております。

次に4款衛生費では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、水道料金の基本料金5か月分の減免に伴う水道事業会計の減収分を補てんするため、水道事業会計補助金4,500万円を追加しております。

次に7款商工費では、県費を財源とする宿泊税交付金基金積立金として120万2,000円を追加しております。

次に10款教育費では、同じく新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、食糧費等の物価上昇に伴う小・中学校の給食費の材料値上がり分に対する経費として、622万1,000円を追加しております。

一方、歳入では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のほか、歳出予算に関連する国庫支出金や県支出金等を追加しております。

そして、これらの要因により生じた財源不足額1,717万7,000円を財政調整基金から繰り入れることにより、歳入歳出予算を調整しております。

その結果、歳入歳出それぞれ1億7,100万3,000円を追加し、予算総額は歳入歳出それぞれ108億5,577万4,000円となっております。

次に、日程第11 議案第43号は、令和5年度鞍手町水道事業会計補正予算第1号であります。

本補正予算は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、水道料金の基本料金5か月分の減免に伴い補正するものであります。

予算第3条収益的収入のうち、水道事業収益において、営業収益を4,500万円減額し、営業外収益を4,500万円追加しております。

これにより、水道事業収益の収入全体では、3億4,781万円となり予算の増減はありません。

以上が、日程第10 議案第42号及び日程第11 議案第43号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしく願いいたします。

#### ○議長（的野信之君）

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第12 議案第44号から日程第14 議案第46号までの3件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

（町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める）

#### ○町長（岡崎邦博君）

日程第12 議案第44号から日程第14 議案第46号までの3件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第12 議案第44号は、財産の取得であります。

取得する財産は、鞍手町消防団第5分団消防ポンプ自動車1台で、既存の消防ポンプ自動車の老朽化に伴い更新するものであります。

取得価格は2,277万円、納期は令和6年1月31日まで。

契約の相手方は、愛知ポンプ工業株式会社、代表取締役であります。

次に、日程第13 議案第45号は、鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和4年度固定資産税の課税免除であります。

本議案は、鞍手町工場等設置奨励に関する条例の規定に基づく、令和4年分の固定資産税の課税免除申請が、企業1社から提出されましたので、課税免除措置を講ずるものであります。

次に、日程第14 議案第46号は、鞍手町工場等設置条例に関する条例に基づく令和5年度固定資産税の課税免除であります。

本議案は、鞍手町工場等設置奨励に関する条例の規定に基づく、令和5年度分の固定資産税の課税免除申請が企業3社から提出されましたので、課税免除措置を講ずるものであります。

以上が日程第12 議案第44号から日程第14 議案第46号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

#### ○議長（的野信之君）

本案に対する質疑は後日行います。

この際、休会についてお諮りします。

明日8日から11日までの4日間を休会にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、明日8日から11日までの4日間を休会とすることに決定しました。

以上をもって本日の日程は全部終了しました。

本日は、これをもって散会します。

~~~~~○~~~~~

— 閉会 13時26分 —